

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 開催日時

令和3年6月30日（水）午後1時30分開議

### 開催場所

第1委員会室

### 会議に付した案件

- 1 令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称「白本」）について
- 2 行政区再編協議
  - (1) たたき台6案の比較検討（地域自治）について
  - (2) たたき台6案の比較検討（地域拠点）について
  - (3) 今後の協議の進め方について

13:59

### 行政区再編協議

#### ◎結論

たたき台6案の比較検討について継続した協議を行い、地域自治に関しては、協議会等の組織構造は2層とすることが決まり、法制度上の枠組みでの設置について認定することとしました。地域拠点に関しては、主要な組織の方針と併せて次回協議することとなりました。

また、今後の協議の進め方について協議目標の設定を委員に諮ったところ、8月12日までの委員会は「認定項目の承認」及び「6案の比較検討」の協議を継続し、8月31日の委員会において、天竜区の取扱いを決定することとしました。

#### ◎発言内容

##### (1) たたき台6案の比較検討（地域自治）について

○高林修委員長 それでは、次の協議に先立ちまして、前回6月16日の委員会で協議した内容をここで確認いたします。

前回の協議では、各会派から質問事項及び追加要求資料について当局から説明があり、委員からの質疑の後、対応を了承することといたしました。

また、今後の協議の進め方につきましては、委員長提案として、確実にスケジュールを進めていくための認定項目を定めることの説明をさせていただき、委員の皆様から了承いただきました。

さらに、決定した認定項目に従い、③地域自治について協議を進めましたところ、区協議会や地域協議会に対して議論が及びまして、2層、3層といった組織構造について次回協議を図ることとし、続いて協議した①地域拠点については、認定を判断する項目に基づき継続して協議することになりました。

前回委員会における協議内容につきましては以上となりますが、御了承いただけますか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 ありがとうございます。

それでは、早速協議事項に移りたいと思いますが、継続協議となっております認定項目③地域自治について、当局から資料が提出されておりますので、まずはそちらの説明からお願いいたします。

○区再編推進事業本部長 お手元に配付の資料は、表紙に記載のとおり、前回の特別委員会で資料要求があった追加要求資料でございます。職員数に関する資料が別紙1、協議会に関する資料が別紙2です。

それでは、最初に、別紙2をお願いします。前回の特別委員会での御協議を踏まえ、協議会のイメージを作成したもので、1ページ目は協議会の全体像をお示ししたのになります。表の項目ですが、左から順に法制度上の枠組み、組織の構成・仕組みとして、階層、役割・機能、委員数、選出母体、所管組織となっています。法制度上の枠組みですが、自治法が大都市特例として区協議会設置を定めている立法趣旨を踏まえ、第252条の20に基づく区協議会としています。階層は、区協議会として1層、2層を設けます。役割・機能です。2層目から地域課題等についてボトムアップしていきます。1層目は①諮問・審議、②建議・要望、③意見聴取といった役割・機能になります。①に法定事項とあるのは、第252条の20に基づく場合は、自治法上、区協議会の権限として規定されているものです。委員数については、2層目は10人から20人で、代表者数名が1層目の委員となります。1層目の委員は25人としました。

2ページをお願いします。前回の本委員会の別紙8、業務関連イメージにおける関わりということで、協議会とその事務局を担う所管組織に特化し、ポンチ絵でお示ししています。左側に協議会の事務局を担う区役所または行政センター・支所を記載しています。1層目の事務局は区役所、2層目の事務局は区役所、行政センター、支所のいずれかが担います。具体的には、3ページから7ページに6つの再編案ごとに整理したものをおつけしています。

3ページをお願いします。天竜区とそれ以外の2区案の場合です。資料の右上の凡例にあるように、会議体の下の括弧内は事務局を担う所管組織を表しています。1層目は区協議会ということで、区の数と同じ2つ、2層目は合併前の浜松を除く旧11市町村と旧浜松市エリアがある現行の5区を基本に16としました。1層目、2層目とも括弧内に事務局を記載していますが、中地域のように2層目の地域内に行政センターまたは支所がない場合、区役所が2層目も事務局を担います。2層目の下には2層目の所管する範囲として、現行区と各地区との対応をお示ししています。カラーで色分けしていますが、例えば中区と中区内の各地区は赤、西区は黄色というように、現行7区ごとに同じ色で統一しています。

4ページ以降、それぞれの再編案について同様に整理したものです。

なお、再編案によっては現行区ごとにまとまっている各地区が分割・統合される場合があります。例えばですが、7ページをお願いします。ナンバー10の再編案の場合ですが、下側の現行区及び地区欄のとおり、現行7区のまとまりごとに同じ色で表記している各地区が緑色の天竜区以外は分割・統合されています。中ほどに表記のある南地域の場合、現行の中区、南区、北区内の分割された地区の統合により構成されているため、様々な色が混在する表記となっています。

説明は以上でございます。

○高林修委員長 当局からの説明が終わりました。

別紙2以降の資料に基づいての説明ですので、別紙2以降の資料をまず指定していただいて、質疑・意見を述べてください。

最初に私からですが、5月31日に頂いた再編後の区協議会の考え方、資料4については、全くこれは完全にリセットということによろしいですか。

**○鈴木副市長** 前回の委員会での協議内容を踏まえまして、2層等、そうした考えの方が多かった、またはもう少し地域住民の意見・希望をしっかりと酌み上げる、そうした体制のほうが望ましいということで、リセットして新たに提案したものです。

**○高林修委員長** 今、副市長がおっしゃるとおり、新たに提案ということになりましたので、それでは、質疑・意見を求めます。

**○松下正行委員** 別紙2の協議会のイメージという資料でございますが、ここでは地方自治法が第252条の20ということで、括弧書きで138条の4というふうになってはいますが、この地方自治法によるところの252条の20になると、区の協議会ということが設置できるという内容だと思いますし、138条の4ということになると、行政の附属機関ということで設置ができるとなっておりますが、これは別にどちらでもいいという意味合いでこの括弧書きがここに書かれているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

**○区再編推進事業本部長** 今御指摘のとおり、まず区協を設置するというところで今回御提案をさせていただいておりますが、これは本市が政令指定都市であるということ、自治法上には指定都市に設けることができる区協議会の規定がございますので、まず一義的には区協を1層目としたらどうかというように整理をいたしました。そして、今括弧内に一般的な審議会の規定がうたわれている138条の4をこちらの資料でも明記をいたしましたけれども、こちらで一般的な審議会等の条項に基づく協議会を設置した場合であっても、こちらの機能・役割に関しては条例で区協と同様の規定を設けていけるというような趣旨で括弧書きをさせていただきました。

**○松下正行委員** 我が会派としては、ここは実際今政令市が20あって、区の協議会を設けているのはうちだけだということで、ほかは全て区の協議会を設置していないという状況もありますし、要は地方自治法の138条の4であっても、今の当局の答弁だと252条の20というのと何ら変わらない。例えば市からの諮問を受けたり、附属機関として地域からの意見・要望の建議・要望もできるというふうに捉えましたので、あえて区の協議会をそのまま存続するのではなくて、区の数が増えたと区協議会も現行の7から当然減るという話になってきますので、そこのところはもう少しフランクに数を増やしたほうがいいということで、いろいろな設置の仕方はあると思いますが、この138条の4の附属機関という位置づけの中の、過去にもつくったような、例えば地域協議会のようなものを設置して、それが第1層で、第2層がもう少し地域の声が入り上がるような形というのがいいのではないかなと思いますが、そういう形でもいいということによろしいでしょうか。確認です。

**○区再編推進事業本部長** 今まさにこの場で御協議して、どのような方向性になるかということになるかと思いますが、基本的には委員会の中で議論、合意形成を図られた内容に沿って制度設計をしていくという考えでございます。

**○松下正行委員** そういうことであれば、まずは何層かというものを議論していただいて、前回話があった3層と2層と、我々は前回も述べさせていただいたように、理想はやっぱり1層でいいというふうに思っておりますが、ぜひ各会派で議論していただいて、何層というのを決めていただければと思います。

**○高林修委員長** まずはこの当局案について質疑を求めますので、疑問があればおっしゃってください。一応公明党さんは今対案を御発言していただいたということです。

**○稲葉大輔委員** 自民党浜松でも会派でいろいろ議論いたしまして、まず全体としては2層で調整を

していったらどうか。まず、1層目については区の数にかかわらず、現行の7区をベースとして、地域のまとまりとして最適な数を設置していくと。第2層については、より個別の地域特性とか市民の声が届きやすいというサイズ、これが協働センターのベースであるのか、あるいは地域によっては幾つかの協働センターが1つになる、あるいは幾つかの地域の状況がまとまって1つになるということもあると思いますが、この地域の状況に応じて設置の枠組みを今後検討していくという形。この2層体制を取りながら、いずれも地方自治法としては138条の4に基づく協議会、名前は別のものであってもいいと思いますが、2層体制がいいのではないかということで自民党浜松から提案させていただきます。

**○高林修委員長** 自民党浜松のほうからも1つの対案を出していただいたということになります。先ほど当局案についての質疑・意見と申し上げましたが、各党派、各委員の皆様の方から具体的な案があれば御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○岩田邦泰委員** 今、稲葉委員がおっしゃった内容に比較的近いかなとは思って聞いていまして、以前から2区の場合のときには過去の7つの区の協議会に近い形での協議会は置けるのではないかという話があったと思いますので、それは踏襲していいのかなと思います。あと1層、2層のところに関して、こちらの図のほうで見てみると、下にひもづいているというか、2層目のところに関しては、結局は1つになっているのがそのまますり上がりになってしまう地域があるのかなというふうに思ったところもあるので、2層目に関しては必置でなくてもいいのかと。2層目を置けるところは置き、1層で済むところは1層でいいというような形が取れるというふうに私のほうは認識していたことになります。

**○高林修委員長** 岩田委員、1点確認ですが、法制度上の枠組み、いわゆる地方自治法については。

**○岩田邦泰委員** 138条のほうになるという認識を持っています。

**○太田利実保委員** 前日も発言させていただきましたけれども、先ほど委員長から5月31日の資料の4の話がございまして、2区案にした場合は、今の7つの協議会を地域協議会ということで維持をしていくというようなこととお話があったと思いますけれども、今回はこういう形で出てきたわけですが、話が戻ってしまうようですけれども、資料の4のときの2区の場合に7つの協議会を維持していくといったときに、例えば新しく区が2つになったときに、その区の予算だとか諮問すべき事項とか、そういった区に関することの協議の段階では、具体的にどういう扱いになるのか。例えば天竜区とそれ以外となったときに、中区と5つの区でそれぞれ地域協議会があって、どういう流れでそうした諮問・答申とかというものができてくるのか、どういうイメージを持っていればいいかなと思ったので、そこら辺の考えがもし当局としてあるようでしたらお話いただければと思います。

**○高林修委員長** 太田委員、先ほど確認したのは、資料4についてはリセットという言い方をしましたけれども、もっときつい言い方すると白紙撤回したわけです。新たな提案をしているわけで、諮問・答申については、当局はあくまで区協議会と言っているのです、区の協議会に対して諮問・答申をするということだと思います。事業本部長、私の説明は間違っていますか。

**○区再編推進事業本部長** 委員長御指摘のとおりでございます。

**○太田利実保委員** 分かりました。当局としてのイメージだということで理解をしました。そうなったときに、区の協議会の全体的な構成がかなり大きくなってしまいうということ、私としては、区の協議会が例えば2区の場合に、今の7つの協議会を地域協議会として維持していったほうが、いろいろな声が届きやすいと思います。ですので、138条の4の附属機関的なものとして置いて、それで必要に応じて第2層ということで、地域課題を吸い上げていくといったことがより地域の声を聞くことができるのではないかと考えています。

**○松下正行委員** 2層目の話ですが、ちょっとイメージが私たちは違って、前期のときに議論されたいわゆる地域委員会というのがあります。あれは別に強制的というか、当局の仕組みの1つということではなくて、基本地域住民とか市民の発議でやるところはやるという話だったので、私たちはそういうイメージがあって、網羅的に全てを2層で仕組みをつくるということではなくて、今でも天竜とか引佐とか、住民発の組織としてまちづくり協議会みたいなものを行っているわけで、そういうものでいいのではないかと。その中で委員構成がどうなるか分かりませんが、代表者が上の協議会へ出ていくということがいいのではないかなど。要するに、屋上屋を重ねないというのが今回の区の再編の一つの組織改編というふうに捉えていますので、層を幾つもつくることによって本当にちゃんと機能して、地域の声が上へ上がっていくかというのを心配しています。あまりがちがち仕組みをつくと、またそこで当局も絡みながら財源もかかるという話になっていくので、本当に最低の2層にして、上は協議会的なものを今までの現行の7区のところに入れて、その下の2層の話がどういうふうにしていくかということで、我々としてはそういうイメージがありますので、発言をさせていただきます。

**○高林修委員長** 今の松下委員の御発言について、当局、改めて意見というか、ございますか。

**○鈴木副市長** 私たちは、市側が主導して、団体を構成して運営してもらう、地域住民、団体等に御協力いただいて、参加していただくような体制の運営を考えております。

**○高林修委員長** 今の松下委員について、指名しますけれども、自民党浜松から何か御意見ありますか。

**○稲葉大輔委員** 今の話だと第2層は任意機関というような話でした。我々も多様な意見がありましたが、私としては第2層の地域に一番近いところ、仮にまちづくり協議会みたいなものがある地域においては、その地域を附属機関に認定をしながら、行政がしっかりとサポートしていく、あるいはリードしていくということを今まで以上に強化していくのを考えています。なので、行政がそこに関わらないということではなくて、積極的に関わってほしいという考え方なので、ちょっと公明党さんとは違うのかもしれない。

**○松下正行委員** 我々もそれをいつまでも言うつもりはないですが、理想としてはそういうふうに行けば一番いいというのは、市民、地域住民も区の再編で変わったというところで、我々ができることを我々でやっていこうという意識につなげたいなという、そういう思いがあって、我々としては提案しました。だから、当局がもし関わったとしても最低限で、あまりそこはがちがちにしないでいいかというふうに思ったので、そういう発言をさせていただきました。

**○高林修委員長** 1点私のほうからも確認させてほしいのですけれども、当局、お答えいただければと思いますが、今、松下委員のお話で、任意の地域委員会ということになると、法制度上の枠組みの中で設置できるのでしょうか。

**○区再編推進事業本部長** 基本的に諮問・答申であるとか、意見聴取、調査、審査の役割を担うということであると、これは先ほど来出ている自治法に、そういったことをする附属機関は、法律または条例を定めることによって地方公共団体は設置することができるというような規定がございますので、そこから外れてしまうと、そういった役割は負わせられないというふうに認識しております。

**○酒井豊実委員** 共産党浜松市議団ですけれども、今、松下委員からの主な話の状況というのは、浜松市に区は要らないと。1つの市でやっていけばいいという方向性を持っているということを強く感じましたが、私どもとしては、やはり浜松市は、大都市の制度の中で合併時の方向性をもう一回軌道修正しながら、今の段階で、区再編の中で都市内分権をいかに再構築していくのかというところを基軸にし

て見ていきたいなど常々思っているし、会派の話合いの中でもそういうふうと考えているところです。それで、前回からの流れで、会派のほうとしても2層式の方でやっていくべきだと、そういう考えを現状ままとって持っているところです。やはり地方自治法の制度として、権限を持ち、また明確に行政と四つに組んでやれるのは区の協議会、ここはきちっと現行の7つの区をベースにして、今後とも展開をすべきであると、そんなふうに思っていますし、地域協議会については合併直後、政令市前に地域自治区というのがございましたが、あのイメージも非常に強かったわけで、現在、地域自治区という言葉は廃止されていますけれども、新たに都市内分権を再構築する中では、私としては地域自治区の協議会と、そのぐらいの権限を持ったものがないと、とりわけ周辺部については潰されてしまうというふうな考えを強く持っています。それから、都市部にあっても、都市の皆さんの政治参加という点のところから見ても、身近なところでの民主主義的な話合いの場というのをきっちり持つ必要があると思います。

追加的に申し上げますと、様々な要望を市政に反映させるという点では、今でも諸団体が要望を出して、自由闊達に区役所や市と交渉をして、実現を図っているということでありますので、それをさらに活性化させていくということ。北遠地域にとっては全ての区の中で一番NPO法人が多いところであり、私の地元の熊は文字どおり夢未来くんまというNPOがまさに地域づくりの法人として頑張っている。自らのまちを自らが守っていくということで利益も生み出しながら、それを地域に還元するという活動をやっている。それから、モデルとしての佐久間のNPOであったり、あるいは春野のNPOであったり、それは農村コミュニティーを守るというNPOですけれども、都市部のコミュニティーをどういう形で守っていくのかという自主的な組織づくりへの援助も行政のほうからまた新たな形でやっていく必要があるし、それについても今後の特別委員会の中で展望を出していくべきではないかと、そんなふう

に思っているところです。

**○高林修委員長** 酒井委員、後段のほうについては、④の地域づくりのところでも話が当然出ると思いますので、正直申し上げます、今のお話、ちょっと理解できないところがあって、具体的に1層目を7つの区の協議会とおっしゃいましたか。

**○酒井豊実委員** 今は7つの区に区の協議会があるわけだから、今後それが4つになるか、5つになるか分かりませんが、それに対応した区の協議会を持っていくということです。

もう一つ言わせてもらおうと、浜松の自治連が7つの区単位で活動をしている、その活動範囲を将来にわたってというような要望が出されているものですから、それがちょっと頭の中にちらつくものですか、ちょっと分かりにくくなりましたが、以上です。

**○高林修委員長** 協議、議論していく中で、言葉については共通認識を持ちたいと思いますので、共産党さんは、まず法制度上の枠組みについて、どういうふうを考えていらっしゃるか今のところよく分かりませんので。今の御発言だと基本的に少なくとも1層目は共産党さんとしては法制度上の枠組み、例えば地方自治法252条に基づいて設置するののかとかと、もう少し具体的に発言していただくとありがたいですが、いかがでしょうか。

**○酒井豊実委員** 条文に照らしては252条の20というところでの枠組みと、それに基づいて設置するということですね。

**○高林修委員長** では、仮に3区だった場合はどうなりますか。

**○酒井豊実委員** その場合にも3区と、この条例に基づいた区の協議会。区の協議会については単位区に基づいてやっていくということです。

**○高林修委員長** では、当局の1層目を認めるということですか。

○酒井豊実委員 そういうことです。

○稲葉大輔委員 順番が逆になって恐縮ですが、別紙2の考え方を一度確認です。今1層目、2層目の行政からの提案でいくと、諮問・審議、建議・要望、意見聴取は1層目に書いてありまして、2層目は声の吸い上げという微妙な表現になっていて、議論する場になっていますので、諮問としては1層目にしかならないということの提案かどうか。2層目にしないのかどうか、その確認をお願いします。

○区再編推進事業本部長 別紙2の2層目の役割・機能のところの括弧内でございますけれども、案件によっては2層目で完結することができるというようなことも記載をさせていただきました。諮問や答申というようなこと、1層目には明記をさせていただいておりますが、当局の提案とすると、1層目も2層目も1つの会議体ということでの位置づけで、その中に2つの層があるという提案でございます。2層目に関して、個別具体的にどのようなものが完結するかというような具体の例示は、現段階ではお示しすることはできませんけれども、場合によっては今稲葉委員が言われたような機能を2層目でというようなことも制度設計の中で検討していくことはあり得るとは思っていますので、今そこまできっちりすみ分けをしているものではございません。

○稲葉大輔委員 同じ会議体という表現がちょっと分からなかったのですが、実際は出る人も日時も違う会議体ということでしょうか。

○区再編推進事業本部長 規定をするに当たって、区協議会というものを規定して、その中に1層目と2層目があるということでございます。

○稲葉大輔委員 ありがとうございます。分かりました。

では、2層目にしっかり協議が下りていくということだと思いますが、今回、我々が2層目をより細かくと思っている理由は2つあります。1つは、今回の区の再編のような重要な審議事項がなかなか地域の皆さんに下りていかないと。先回の地域説明においても、各自治連からこういった説明を地域でやってくれないのかという声はかなり出てきたというふうに聞いていますし、各まちのヒアリングをしても、どうしても上の層で情報が止まっているというようなことが苦情のような形で聞こえてきている。それをしっかりと下ろしていくには、やはりできるだけ細かな範囲で諮問・審議の権利というものを落としていくことが必要ではないかと思っています。

もう一つは、先ほどの話の続きですが、地域で今回コミュ担を増員して強化していくという話がセットであって、区の再編をやって何がかわるかというところの一番分かりやすいところで、経費削減は一つあるかと思いますが、もう一つは、やはりこの地域力の強化、地域運営組織をどう強化、補填できるのかということにあるのではないかと思っています。現状どおりのような枠組みが残ってしまうのであれば、先ほど松下委員が言ったような話だと、今でもできるということで、区が再編したから何かが変わったというふうな説明はしにくいわけです。どちらかという酒井委員が言っていたような昔の地域自治区の協議会みたいな、少し強めのものを地域に下ろしていくというのが区の再編の成果としてセットで出していける、そんなふうに私は考えています。

○松下正行委員 私は、この当局の出したイメージ、協議会の別紙2のイメージは、1層目で諮問をやって、2層目ではなるだけ地域の声を吸い上げるというふうに捉えていました。そうすると、今の当局の話の聞くと、2層目でも1層目と同じようなことをやるというふうに特別委員会で決まれば、それは工夫をしてやるという、そういう受け止め方でいいでしょうか。確認です。

○区再編推進事業本部長 別紙2のイメージに関して、取りまとめて表している内容というのは松下委員が今御指摘いただいたことが読み取れる内容になっていると思いますし、当局もそう認識しており

ますが、基本的に2層目で完結することの個別具体的な案件を想定してというところまでは私どもも至っておりませんので、先ほども申し上げましたけれども、この場でどのような合意形成が図られるかということになるかと思えます。

**○松下正行委員** そうなると、要するに1層目の協議会なるものがある、2層目があると。例えばですけども、市からの諮問審議を2層目でやるほうがいいのか、2層目はそういうことはやらなくても、住民の声を吸い上げるという役目で置いたほうがいいのかという、その分かれ目かなと感じたのですが、どうでしょうか。

**○高林修委員長** 松下委員、それはもう今後の課題だと思いますけれどもね。

ちょっと元に戻って、稲葉委員の考え方に関して当局はどういう意見をお持ちでしょうか。

**○鈴木副市長** 考え方というのは、7つの区分をした1層にするということですか。

**○高林修委員長** いや、そういうことではなくて、要するに地域の声を吸い上げるということに関して、当局側もこの構成でしっかりと機能するかどうかということを知りたかったのですが。

**○鈴木副市長** 改めてですけども、先ほど16のエリアに分けて意見を聴取し、もしくは要望等をしっかり受け止めるという体制を予定しました。その16というのは、極めて合併前の地域性を考慮したエリアとして、もう一回リセットするということを提案していますので、別に諮問とか、そういうことだけではなくて、要望なり意見なり、いつでも地域課題を皆さんで解決する、もしくはそれに取り組むという体制の強化を図ったというものです。

**○太田康隆委員** 区の数が決まってこない、要するにどこどこが結びつくのかも含めて、そうしないとなかなか各論をここで一致を見るというのは難しいと思うので、大枠といいますか、要するに1層、2層でいくというあたりを確認しておいて、1層の考え方も当局の別紙2のイメージでいきますと、これは完全に区の数と連動していますよね。けれども、先ほど稲葉委員が言ったように、現状の7区がこの1層を構成してもいいのではないかとということで、それはこれからの議論でフレキシブルに考えていけばいいと思います。ですので、そういったものを1層に置く。区の数と違うものを置くということになれば、当然252条の20は採用できませんので、138条の4でいくよと。そのときに、今度は役割としてどういった機能を第1層につけるかということもこれからの議論でいいと思いますし、2層の数にしても、当局提案で言うと16ぐらいが出ているわけですけども、もう少し大きなところはもうちょっと分散させたいというふうになるのかもしれない。そこらも含めて2層の役割もまた議論して、できるだけ分権社会が実現するような形で組み直していくという、そういうことでいいのではないのでしょうか。

区の数が決まっていないのに、がちがちにならないと私は思いますので、これからの議論ということで、大枠だけは、考え方の基本的なところだけは確認しておくという、そういうことでよろしいかと思えます。

**○高林修委員長** 今、太田康隆委員がおっしゃったことについては、一応確認ですが、自民党浜松のお考えということでよろしいでしょうか。

ほかに御意見がなければ、ちょっと進めますが、大枠でという言葉がありましたので、私としては、まず法制度上の枠組みについては、地方自治法252条の20または138条の4に基づいてということは決めていきたいと思っています。松下委員は少し御異論もあるかもしれませんが。ほとんどの委員の方が2層ということをございますので、先ほどから当局の案とほかの会派の意見について、2層の形は全く違いますけれども、まずは2層ということ。なぜかといえば、地域住民の声を吸い上げる2層は必ず必要だろうというふうに思っていますので、まずは2層、これは決めていきたいというふうに思っています。



2層ということと、法制度上の枠組みの中で認定するという点でよろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

**○高林修委員長** それでは、認定項目一覧表ですが、資料1を御覧ください。

今申し上げように、法制度上の枠組みについては一応認定していただいたということでございます。組織の構成は具体的などころもありますが、まずは2層であるということも認めていただきました。

なお、構成についてももろもろ御意見はあるというのは承知していますが、組織の構成、仕組み以降、委員数、選出母体、メリットの増、現行課題への対応のことについても、これを決定していく上で説明会もありますし、住民の皆さんからの意見も必要となることから、解決すべき課題として条例制定までに決定することとしたいと思っています。条例制定というのは、予定されている令和5年2月の条例制定までに形を決めたいと思っておりますが、その点についても多少独断ではありますが、皆さんにお諮りしますが、それでよろしいでしょうか。

〔発言するものなし〕

**○高林修委員長** 異議なしということで、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

## (2) たたき台6案の比較検討(地域拠点)について

**○高林修委員長** その次、続きまして、地域拠点に関する協議に移りたいと思います。

こちらの項目につきましては、非常に多岐にわたる協議が必要になろうかと思われまので、認定を判断する項目を指定して協議を図ってはどうかというふうに考えております。

もう一度資料1を御覧ください。

これは私からの提案ですが、指定する項目については、上から位置・名称・組織・業務及び職員となっておりますが、この辺りまでについて、まずは皆様から御意見をいただきたいです。今後のスケジュールのことについては、後でまた皆さんにお諮りしますが、今日のところは区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンターについての位置・名称・組織・業務・職員について皆様の御意見を賜りたいというふうに思っています。当局もよろしいですか。

**○鈴木副市長** 了解しました。

**○高林修委員長** この際、当局から関連する追加の資料が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

**○区再編推進事業本部長** 別紙1をお願いします。再編後の職員数の試算について、前回の本特別委員会に提出した資料の別紙3をベースに、再任用職員と会計年度職員を追記しました。

1ページ目は現行の職員数です。一番左の列を御覧ください。区役所の各組織と土木整備事務所について、再任用職員と会計年度職員を追記したものです。区役所組織については、左側の列の中ほどに、協働センター・市民SC——市民サービスセンターのことですが、この枠を新たに設け、各区の協働センターの職員数を分かるようにいたしました。

2ページから7ページは、6つの再編案ごとに、1ページ目と同様の追記をしております。2ページをお願いします。再編案ナンバー2における職員数の試算です。一番右のR2との比較欄は、1ページ目の現行の職員数の計との比較です。ゼロの表記は再編の前後で職員数に変動がないということでございます。一方で、区役所計が867人の減、福祉事業所計が569人の増のように、増減が大きく出ているところがあります。これは一番下の欄外に説明書きがあります。欄外の米印を御覧ください。ここに記載

のとおり、再編後は福祉事務所、保健センターが区役所組織から本庁組織となることによるもので、実質的な比較は一番右のR2との比較欄の欄外の記載のとおり、福祉事業所で25人の減、保健センターで13人の減になります。

3ページ以降もそれぞれの再編案ごとに同様の考え方で整理したものでございます。

説明は以上です。

**○高林修委員長** 当局の説明は終わりました。

この資料については太田康隆委員の申出によりもう一度つくられたものというふうに認識していますが、この再編後の職員数の試算について、まず御質疑のある方いらっしゃいますか。

**○太田康隆委員** 正規職員、再任用を含めて出していただきまして、また協働センターに何人が張りついているかということもこれを見ると分かるので、今まで議論してきたときに使っていたデータと整合が取れて分かりやすくなったと思います。令和2年との比較で欄外にというあたりの説明がちょっと分からなかったのもう一回分かりやすく言っていただけますか。

**○区再編推進事業本部長** もう一度2ページをお願いいたします。欄外に少しコメントがあります。ここで言っていることは、再編前の福祉事業所、保健センターは、こちらに書いてある、いわゆる社会福祉課であるとか、健康づくり課であり、そういった組織は今現在区役所組織ですので、区役所の職員の合計欄に現行としてはカウントをされております。再編後は、そちらは本庁ラインに変更するという提案をしておりますので、再編後の区役所計欄からは今言った組織の職員は除かれております。区役所という組織あるいは福祉事業所、保健センターという組織で単純に令和2年度の職員の計と差し引きをすると増減が大きく出るということは、そのように組織が、少し線引きが変わっているというようなことがあるということをお説明させていただきました。実際は2ページの欄外に福祉事務所、三角25であるとか、保健センター、三角13であるとか出ておりますが、こちらのほうは区役所組織あるいは本庁組織にかかわらず、比較をしてということでの実際の差ということで、右側の欄外にお示しをしているというものでございます。

**○太田康隆委員** 再編案になったときにこういう形で直轄になってくると人数が変わってくるよと、そういうことで出していただいたということですね、ここは、分かりました。ありがとうございます。

**○酒井豊実委員** 別紙1の現行もそうですが、ナンバー2もそうですが、天竜区の中の佐久間でありませけれども、佐久間の協働センター、それから市民サービスセンター(①)というところ、佐久間に9というのがあって、あと正規、再任用が3、6と入っていますが、これは具体的にどういう表現でしょうか。

**○区再編推進事業本部長** 一番左の項目名称、協働センター・市民SCというふうに少し簡略化して記載をしてあって非常に申し訳ないですが、天竜区の場合、この枠というのはいわゆる第2種協働センターと市民サービスセンターという枠でございまして、それに同等のものとして佐久間にはふれあいセンターがございまして、ということで、ここはふれあいセンターにおける正規職員と再任用職員の数、3と6ということでの記載でございまして。区役所のところにも同様に、7と9というふうに記載がありますけれども、これは天竜地域、旧天竜市のエリアにおいても同様にふれあいセンターがあるということと、二俣の第2種協働センターがあるということと、鹿島にサービスセンターがあるということでの、そちらの職員の合計で正規職員7、再任用職員9、会計年度任用職員5人という整理でお示ししているものでございます。

**○酒井豊実委員** そこまで言われると分かりました。

○**稲葉大輔委員** 協働センターの職員の件でちょっと単純な質問です。前回、再任用職員を正規職員にして、43人増やすというような先行発表があったところですが、それがどういうふうに反映されているのかちょっと見えないのですけれども、説明をお願いします。

○**区再編推進事業本部長** 再編後の6つのそれぞれで表をお示ししておりますが、今、稲葉委員から御指摘のあった再任用職員を正規職員に切り替えていくというようなシミュレーションは今回反映しておりません。

○**稲葉大輔委員** 反映されていないのですね。拠点の人数は、そこが大事なのではないかと私は思ったのですけれども、いつやるのでしょうか。どこのタイミングでその議論になるのか確認だけをお願いします。

○**区再編推進事業本部長** 基本的に正規職員に切り替えるというところの考え方に関しましては、今いる再任用職員に代えてという考え方なので、例えば協働センターの再任用職員のところの人数が減って、正規職員のところが増えてというような形になろうかと思っておりますので、総数ベースで考えたときには、ここでお示ししている数字に近いものになろうかと考えております。

○**加茂俊武委員** 福祉事業所とか土木整備事務所の人数は、②の主要組織の方針とか、その辺のところで作るということでいいですか。

○**高林修委員長** 組織のところの職員については、人数が適正かどうかという話とっています。ですので、今のところはこの人数をまずは認めるまではいかなくて結構です。

○**加茂俊武委員** 2ページの北区の土木整備事務所はゼロになりますけれども、ここは出先機関も置かないということの案という理解でいいですか。三ヶ日は4になっていて、引佐が38になっています。

○**区再編推進事業本部長** こちらの土木整備事務所の配置の考え方でございますけれども、今回土木部ともすり合わせをした結果、拠点を引佐のほうへ移すという考え方を示されましたので、北区というのはいわゆる細江町の今の区役所の位置というところになろうかと思っておりますが、そこから引佐へ移すということでございます。

○**加茂俊武委員** 北区に出先機関がないということは、例えば土木の職員さんとしっかり打合せをしたい、要望書を出したいといったときに、細江の人は引佐まで行けということですか。

○**区再編推進事業本部長** 引佐から来るか引佐へ行くか、あるいはリモートでやるかというような話になろうかと思っております。

○**加茂俊武委員** そうすると、細江の方になると確実に市民サービスの低下だと思っております。引佐まで行け、リモートでやれ、違いますか。

○**高林修委員長** 突っ込んだ意見はいいですが、今後どのみち組織のところでも話が出るとは思うので。今質疑が出ているので、一応当局の見解だけ教えてください。

○**区再編推進事業本部長** 今回、土木部とその辺の整理、すり合わせをしている過程の中では、災害が頻発するところ、より北部のほうが発災するケースが多いというようなことで、拠点をなるべくそちらのほうへ近づけるというような考え方から、今回引佐へ移すというような考え方を土木で示したということでございます。

○**加茂俊武委員** 納得できませんとしか言えないですね。明らかに市民サービスの低下だと思っております。

○**高林修委員長** 先ほどから申し上げているように、資料1をもう一度見ていただいて、位置・名称・組織・業務・職員、認定を判断する項目を出していますが、一番取りかかりがいいのは、区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンター、5月31日に当局から示された区再編にお

ける市民サービス、住民自治の基本的な考え方についてを見ていただくと分かるのですが、もしそれをお持ちでない方がいらしたら、今配付できますので、よろしいでしょうか。

要は5月31日に配付されたものについて言うと、区役所と第1協働センター、第2協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの位置、業務とそれぞれに書いてあります。名称ですから、区役所という名称が妥当なのか、区役所から行政センターになる場合に、この行政センターという名称でいいのか。それから、一種協働センターが支所という名称になるのがいいのかとか。これはあくまで当局の提案ですが、これについては委員会としては受け入れる、受け入れられないぐらいは決めたいと思いますが、いかがでしょうか。受け入れないといったら、今後の協議になるだけですけども。

**○稲葉大輔委員** 行政センターはいいと思いますが、第1種協働センターをあえて支所に変えて第2種の協働センターにするという理由があまり積極的に理解できないというか、そのままでも別に問題ないと思うのですが、どういった理由でしょうか。

**○区再編推進事業本部長** ここに関しては従来から第1種協働センター、第2種協働センター、同じ名称で1種と2種があるということが分かりにくいというような御指摘もあったかと思います。そういったことも踏まえまして、今第1種協働センターに関しては支所というような名称を御提案したものでございます。第2種協働センターに関しては、現在天竜区内にはふれあいセンターという名称の施設、組織もございますので、そこは併せて協働センターということで統一を図って、分かりやすくしていくというような意図でございます。

**○稲葉大輔委員** 意図は分かりました。個人的には別に協働センターのままでもいいのかなと思ひまして、看板の掛け替え費用とかばかにならないという気もしますので、市民の皆さんが、1種、2種をどこまで意識して使い分けているのか、その表現が今で本当に問題かということについては皆さんの総意で決めていただければと思います。

**○高林修委員長** 今、稲葉委員が言うように、この名称変更によってかかるいろいろな費用というのは、前期の議論の中で5億4000万円かかるという話がありましたが、それも一応リセットでいいでしょうか。

**○区再編推進事業本部長** 前期のときにお示ししたときの積み上げと、今回新たに内容も変わっておりますので、最終的には決まった再編案の中で精査をして、しっかり積み上げていくべきものと考えております。

**○高林修委員長** それでは、名称については稲葉委員の御意見もありますが、今後これをいずれにしても、条例の中にも入ってくるとは思いますので、おおむねこれで不満というか……

**○太田康隆委員** 第1種協働センターというのは合併前の旧町村が第1種という分け方で、そこに張りついている職員の数も通常の協働センターと全然違うので、今までがむしろ分かりにくかったと思いますから、支所と変えていただくことのほうが私としては分かりやすいと思います。

**○高林修委員長** 後押しの御意見もありますので、そのように受け入れたいと思います。

次に位置の問題です。もう一度申し上げます。区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンターの位置、これについては前回、地図も示されていますので、まず位置について御意見のある方、もっと端的に言うと御反論でも結構ですが。

**○小野田康弘委員** 基本的な考え方の中では、各区及び地域のうち、最も人口が多い区の区役所というふうなところで設定されていると思いますが、前回の地図をもらったときに、ナンバー6、7、10、11のB区になる西区と引佐3町が合わさっている区について、現行、西区役所が区役所になり、今まで

北区役所であった細江が行政センターというふうになっています。この地図を見る限り、やはり人口ばかりでなく、地域的な特性、例えばどうしても区役所に行かなければいけないというふうな用事がある場合、引佐の奥のほうから出てくるにはやはり西区役所だとすごく遠いというふうな意見もありますし、そういうことを考えると、例えば細江、現行の北区役所を再編後の区役所とするとか、そういう考え方もあるのではないかと思います。

あともう一つ、ナンバー11ですが、こちら人口が多いということで東区の区役所が再編後の区役所になるのですけれども、ここも浜北区と東区が一緒になるということで、副都心という考え方をすれば、浜北区に区役所があってもいいのではないかと、そういうふうに私は思います。

**○高林修委員長** 今の小野田委員の2点について当局、お考えがあればおっしゃってください。

**○鈴木副市長** 当局案は1つの基準に基づいて設定した案でございます。それをいろいろな視点、観点で特殊性とか地域の特性とかという話もあるならば、皆さんで議論していただいて、よりよいものを選択し、設定していただければ、それに従ってまいります。

**○高林修委員長** 一定の条件、人口ということの条件の下での当局の考えなので、突っ込んで言うとかかわらないということでもいいでしょうか。

**○鈴木副市長** これから中間報告なりで市民説明、報告をする際に、やはりどういう基準でとか、どういう判断を持って決めたかというのは説明しなければいけませんので、私は統一的なルール、基準があって決めたほうがいいのではないかと、そういうふうに今も思っております。

**○高林修委員長** そうすると、小野田委員の基準というのは。

**○小野田康弘委員** やはりその範囲の中で使いやすいというか、移動時間も含めて、そういうふうな観点も含めながら決めたほうがいいのではないかと、そう思います。

**○高林修委員長** 今、小野田委員は区役所の位置、行政センターも関わっての位置のお話ですけれども、ほかの例えば支所とか、いわゆる協働センター、市民サービスセンターの位置については何か御意見のある方。

先ほどのちょっと組織上の問題もありますが、土木整備事務所との関連については小野田委員、特に今発言することはありますか。

[発言する者なし]

もう一度繰り返しますが、今、小野田委員は区役所の位置について御提案がありましたが、ほかの行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンターの位置については、あくまで位置ですが、当局案に対して御異議のある方いらっしゃいますか。

**○酒井豊実委員** 異議ではありませんが、現在の7区制の中での各行政のサービスセンター、それは廃止されることはないという認識をした上で、現在のところをさらに活用してよくしていくという観点であればいいというふうに思いますが1つ。

それから、区役所の位置で、小野田委員からもありましたけれども、例えば北区と西区、それぞれが複合化するということになると、どちらかへ今の区役所を利用するとなると、非常に不便になるということは明らかなものですから、その案をさらに具体的に進めるのであれば、その真ん中へ、館山寺辺りに新しい区役所を造るのかという問題になるでしょうし、それから、浜北区と東区を複合化することになりますと、浜北区役所を利用するというのも、なゆた浜北の中に今あるわけですので、東区と一緒にすると、新たに適正な場所に設置するというのもあるのかと話を聞いて思ったという意見であります。当局としてはそういう複合化される場合には、利便性のいいところに新たに区役所を建設して

いくという考えはないかどうかを確認をいたします。

○鈴木副市長 ありません。

○高林修委員長 新たに箱物は造らないと。酒井委員、いいですか。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 一応確認ができたということで。

今の新たな箱物は造らないということのお話が出たので、先ほど来申し上げているように、位置については既存の施設というのか、建物をそのまま使うということです。ただ、区役所の位置については、今後議論の余地があるということだというふうに思います。

それでは、あと組織・業務・職員のことですが、②主要組織の方針の協議のところでも当然関わってくるのだと思いますが、先に業務について、先ほどの5月31日の当局の考え方についてもう一度できれば確認をしたいというふうに思いますが、これについて御意見、質疑のある方いらっしゃいますか。

○酒井豊実委員 人員配置、職員配置のことも含めて、福祉事務所、保健センターは現在の健康づくり課だということですが、現在は区役所の中に組織的にあるわけですが、それを区役所の業務から外して外に出すということで、一元的にしていこうというような構想のように取っていますけれども、市のほうの福祉事務所、保健センターの新たな展開のメリットと効果について伺います。

○区再編推進事業本部長 福祉事務所業務を本庁内に統一していきたいというような議論に関しては、先期もあり、当時は健康福祉部がこの委員会に来て説明もしたというような経緯もございます。基本的な当局の考え方はその当時と変わっておらず、保健系の資格職であるとか、そういった方たちが今各区に分散配置されていることにより様々な専門性の維持・向上に関して、職場運営上やりにくいというお話がありました。それを、ラインを統一することによって、課題を解決していきたいというようなこともあります。そして、削減効果額に関しましては、集約することによって、管理業務であるとか、管理職であるとか、その辺の削減が見込まれることもあろうかと思っておりますので、そういったところは先ほど人数のところでもお示しをしているものが出ております。

○酒井豊実委員 前回からの意見もそうですけれども、集約して集める。具体的な想定として、例えば佐久間協働センターの2階にも保健師さんが配置されて、歴史的に佐久間の保健医療活動は静岡県内でも過疎地域でトップをキープしてやってきた。その大事なところが本庁のほうへ所属を持っていかれるということになると、地域、高齢者に密着した幅広い健康づくりの対応がおろそかになるという点では非常に住民含めて危惧をしていると。単に行政効率とか、あるいは専門職云々ではなく、地域に密着した市民サービスをいかによくしていくかという観点での対応が必要と思っておりますので、こういう方向性にはちょっと反対せざるを得ないと思っております。

○区再編推進事業本部長 先ほどの説明を少し補わせていただければと思いますけれども、全市的な対応の中で言いますと、例えば保健師に関して言えば、乳幼児から御高齢の方まで、やはり酒井委員おっしゃられるように、当然見ていかなければいけないというようなことがございますけれども、分散配置することによって、保健師の専門性の中で得意分野とそうでないところがあるというふうに聞いておりますので、本庁に統一された組織体の中でしっかりとそういった各年齢層に応じた対応も向上していきたいという考えは所管部局から伺っております。

○酒井豊実委員 やはり都市内分権という立場を貫くべきだと私は思っておりますので、身近なところに温かい市民サービスを展開してくれる職員の心が身近なところにあって、顔が見えるところにいると

というのが非常に重要で、ましてやコロナ禍の中で医療、福祉のスタッフがやっぱり少ないということを皆さん、痛感しておられますので、そこを増やしていく。分権、分散していくということが大事だと思っていますので、意見として述べておきます。

**○総務部次長（人事課長）** 今回の酒井委員の御質問ですけれども、本日お配りした別紙1、資料を御覧いただきたいと思います。佐久間の保健師に対する御指摘がございましたけれども、そちらの2の再編後のB区を御覧いただきますと、支所の欄、佐久間とございます。こちらを下へ見ていただきますと、左に保健センター計とございますが、ここに2と入っております。これは再編後もそのまま佐久間に残っていただきますので、特段今御指摘いただいたような状況にはならないということを御報告させていただきます。

**○酒井豊実委員** 一応聞いておきますけれども、全体としてはまだ案で動くものでありますので、全体で人事の基本線のところを今後さらに確認していきたいと思います。

**○高林修委員長** 酒井委員を後押しするつもりはないのですが、おっしゃりたいことは、この2をもっと増やせということでしょう。その議論は後の②主要組織の方針のところでも当然出てくる話ですので、そこでまたやってください。

**○太田康隆委員** 拠点の位置のところでも区役所の位置について小野田委員が発言しましたが、あれは一応自民党として事前に協議した結果を代表して発言していただいたので、個人的な意見ではありません。

それから、もう一つ、酒井委員が触れられた西区役所、これで言うと浜名湖周辺の西区と北区が一緒になるのですが、例えば北区役所に職員総数で212人入っています。協働センターのほうに21人ということからすると、一緒になって入れない数ではないと。要するに施設を大幅に増改築しないと入れないという数ではないと。それから、浜北区と東区についてもやはりキャパとしては現在浜北区には230人ぐらいの職員が入っていますので、入れない数ではないと。

それから、副市長が言われた最初に当局が提案された人数の多い、人口の多いほうの区に区役所を持つていくということについては、この前も私、発言させていただいたのですが、交通アクセスであるとか、そういった特殊性も考慮しながら考えていくべきだと思いますし、ましてや旧浜松は協働センター主体のサービスでこれまでも来ていて、7区体制にしたときに区役所を新たに付加して造ったわけですから、合併してきたところに区役所を置いてやることで、これまで来たサービスが低下しないという、そういう実感が伴うことになるのではないかと。そういったことも考えながら、やはり区役所をどこに置くかということについては、総合的に考えていくことのほうが納得する要素が多いというふうに思いますので、自民党として事前にいろいろ議論した結果を報告していただきましたので、よろしくお願ひします。

**○岩田邦泰委員** 位置の話と業務の話、両方ともかかってしまうかなというところですが、区役所と行政センターと、できる業務は何が違うのですかというところがどうしても引っかかります。さっき小野田委員がおっしゃったときに、どうしても区役所に行かなければならない用事があったときに遠いという話が出たと思いますが、行政センターと区役所で何が違うかというのがちょっと見えていないと改めて思うのですが、その辺いかがでしょうか。

**○区再編推進事業本部長** 前回の6月16日のときにもそのところに関しましては、行政センターは区役所と同等の業務を提供していくということでの考えをお示しさせていただきました。

○**岩田邦泰委員** そうすると、区役所へどうしても行かなければいけない用事というのは区長に会うという話ですか。区長はそこにしかいないから。

○**区再編推進事業本部長** いわゆる一般的な行政サービスを受けたいということで何らかの市役所施設に行くということであれば、行政センターであっても区役所であっても同等のサービスは受けられると考えておりますので、それ以外で区役所に行く用事があればというようなことになろうかと思えます。例えば区役所で何らかの会議があるからそちらに出向くとか、そういったこともあろうかと思えます。

○**岩田邦泰委員** すみません、委員間討議ではないのですけれども……

○**高林修委員長** 結構です。

○**岩田邦泰委員** 感覚的にさっき小野田委員がおっしゃった、どうしても区役所に行かなければいけない仕事というのはどんなことを想定されているのか教えてもらっていいでしょうか。

○**小野田康弘委員** 例えば区の協議会というか、これからどうなるか分からないですけれども、そういう会議等、いろいろ出てくるのではないかと。普通の市民サービスに関しては、当局の言っているとおり、どこでもできますというのはありますが、ほかの市民サービス以外の会議とか、区長さんに会いに行くときに、やはり距離的な問題というのはすごく心理的な負担になる場合もあると思います。そういうことを考慮すると、これから市民に下ろしていったときに、何であんな遠くまで行かないといけないのという意見も多分出てくると思います。そういうことを考慮すれば、位置的なこともやはり考えないといけないと私は思っています。

○**岩田邦泰委員** 今のお話で、市民クラブの考え方をちょっとお話しさせていただきますと、例えば会議をやる場所であれば、センターと区役所だとかを持ち回りでやれば別に、今月は遠いけれども、来月は近いということもできるかなと思ったのと、あと区長さんは自分の区なわけだから、本当にフリーアドレスで仕事をするべきだと僕は思っています。だから、区長さんにどうしても会いたいのであれば、区長さんが出てくるというスタイルも取れるのではないかと考えていたので、そういった感覚で組むことも可能かとは思っています。これは市民クラブとしての意見ですので、皆さんのほうに聞きおいていただければというふうに思っています。

○**高林修委員長** その話を進めると時間が長くなるのでやめますが、ほかにこの位置から業務・職員までについてですが、ちょうど2時間だったので、一旦休憩とします。

15:31

[休憩 (15:31~15:39)]

15:39

○**高林修委員長** それでは、再開いたします。地域拠点について、まだまだ協議が必要だと思われるので、次回以降も協議をしていきたいと思っています。

私の運営もうまくないですが、先ほど来申し上げたように、皆様の御意見を聞いていると、②主要組織の方針等のところとどうしても関連してくるかなというふうに思います。次回以降ということに関して言うと、①地域拠点及び②主要組織の方針についても協議していかざるを得ないかなとは思っています。

○**関イチロー副委員長** 先ほどいろいろ御質問とか意見が出ましたけれども、施設について言えば、新たな施設は造らないという部分は確認していただけたらと。

○**高林修委員長** 副委員長おっしゃるとおりで、新たな施設は造らないということについては委員会で合意を得たということにします。



### (3) 今後の協議の進め方について

○高林修委員長 それでは、続きまして、協議事項3、今後の協議の進め方に入りますが、お手元の資料の1の表面を御覧ください。

確実にスケジュールを進めるためのプロセスですが、前回、4までについての協議は終わりました、今日のところは、この最後の網かけになっている5決定の判断方法についてですが、まずチェック項目に基づき、委員が判断するとなっております、そのチェック項目が資料2にありますので、御覧いただきたいと思います。

これは、①から④まである認定項目に対して、市民サービスの視点から判断すべきチェック項目を一覧にし、それらが達成しているかどうかを判断するためのものです。今後の協議におきまして、このチェック項目を活用することで各委員の皆様が指定した項目をそれぞれチェックをし、協議に臨むことをお願いしたいと思っています。

今からお諮りしたいのは、資料2の決定の判断方法及びチェック項目について、御意見のある方は御発言をいただきたいと思います。

具体的に申し上げますと、チェック項目を見ていただいて、これは不要ではないか、もっと追加があるべきではないかということで結構ですので、まずその視点で御発言をいただければと思います。

○加茂俊武委員 地域拠点のところは区長の権限は十分かと入っていますが、これはかなり深いというか、地域自治とか地域づくりにも関係してくるのかというところで、地域拠点の項目の中では少し後回しにしたほうがスムーズな感じがしますが、いかがでしょうか。

○高林修委員長 資料1の認定を判断する項目の中で、真ん中の辺りに区長の権限という記載があるものですから、チェック項目の中にこれを入れたのですが、今の加茂委員の御発言について御意見のある方。

○酒井豊実委員 資料1の区長の権限とか予算の在り方とか、そういうところで私も前から言っている例の総合区についてもぜひ入れてもらいたいと思いますので、①地域拠点の中にこれがあるとどうなのかと思っておりました。

○高林修委員長 区長の権限はどこの項目にあればいいでしょうか。また、区長の権限というチェック項目は不要だということよろしいですか。申し訳ないけれども、不要とまではいかないと考えています。

○加茂俊武委員 不要ではないです。徹底的に議論すべきだと思います。地域自治か地域づくり、このあたりのところで徹底的に議論すればいいのかなと思います。拠点とその区長の権限というのが予算も含めてですけれども、先ほど酒井委員がおっしゃった予算の在り方も含めて、地域拠点とそれが関係するのかどうかというのが疑問に感じたということです。

○高林修委員長 疑問だそうですね。

では、この区長の権限は十分かという、この1点については、地域拠点のチェック項目としてはあまりそぐわないということで……

○関イチロー副委員長 それ以外のところの組織の役割とか、地域拠点の中に職員のモチベーション云々というのがありますけれども、その一環の中として考えれば区長の権限というのはここに入れても、地域拠点というだけに関わると引かかるかもしれませんけれども、その延長線上で考えるのであれば、ここに入れておく。あとは、正直言うとどこにも入らないので、特出ししてしまうとか。

**○高林修委員長** 今、委員間討議みたいになってはいますが、当局はこの区長の権限について特に御意見はありますか。

**○鈴木副市長** 区長の権限強化ということは今までも議論されてきました。それで、私は区長の権限というよりも、副市長の配置をもって必要な予算、人事の権限をしっかりと確保していくことが望ましいという提案をしておりますので、区の仕事、役割、その位置づけ、そうしたことに関連するものではないかなと思っております。

**○高林修委員長** 過去にもそういう御発言がありましたので、今日のところはそれこそお聞きすることにとどめておきます。

今日のところは、このチェック項目について皆さんの御了解を得たいと思っていますので、何とか決めたいですが。

**○稲葉大輔委員** 項目のバランスは悪くないと思ってはいますが、ただ、先ほどの議論もそうですけれども、①と②がどうしてもセットになってくるものですから、基本このチェック項目で①と②を今後協議の目標とか順番を決めていく中で、しっかりと決めてやっていけばいいと思っています。あと、今日の中で足りないものが出てきたら、今後はチェック項目を追加してもいいというようなことだけ御了解いただければ、これでいいのかなと思います。いかがでしょうか。

**○高林修委員長** 委員長としては追加することについてはやぶさかではありませんので、今後の協議の中で出していただければと思っています。

今、稲葉委員がおっしゃったように、①と②については、先ほども再開後に申し上げましたが、関連しているので、どうしても同時並行的に協議をしていく可能性はあるなと思っていますが、ここは単に区長の権限は十分か十分じゃないかということについては、ちょっと判断の材料がないような気がするので、取りあえずここはカットでよろしいでしょうか。

〔「どこかに残しておきたい」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** どこかに残すということで。まず①地域拠点のところではチェック項目ではなくて、②のところには組織の指揮命令系統というのもあるので。

**○関イチロー副委員長** 先ほども委員長おっしゃられた認定項目のところに予算の在り方というものもありますし、取りあえずなくすことだけはやめていただいて、加茂委員がある程度了解していただけるのならこのままで、またやりながらどこか座りのいいところがいいと思いますけれども。

**○高林修委員長** 取りあえず残しておいてチェックしないということですね。

**○加茂俊武委員** こうして並んでいると、やり方としては①を全部チェックし終えたら②というイメージができてしまっているのですが、例えば持続可能なまちづくりにつながっているかとか、地域自治もかなり関わってくるだろうし、いろいろ重なる部分が多いので、別にチェック項目自体はいいと思います。

**○高林修委員長** それでは、決定のこの判断方法及びチェック項目につきましては、取りあえず提案内容のとおり了承いただけたということで、追加項目もありということも含めて了承していただいたということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、次も皆様にしっかりと協議していただきたい内容になります。

配付しました資料3、協議目標の設定（6～8）月についてまず御覧ください。

全体的なスケジュールの中で、前回の委員会によって8月までの日程が決まっておりますので、それぞれの日程における協議目標を定めたいと思います。

協議の進め方としましては、右側の協議内容等の欄を御覧ください。このA B C Dについては私のほうで内容等を決めさせていただきましたが、こここのところの御反論もあるでしょうけれども、まずは説明をさせていただきます。

Aの認定項目の承認では、現在も進行中ですけれども、当局からの提案に対して大枠で認めていく工程となっています。細かい点、解決すべき点については、区割り案の内定や決定、条例制定、条例施行の各段階までに最善策を協議し、決定することではいかがかと考えております。一番最初のところで③地域自治のところで解決すべき課題は多々ありますが、区の設置条例までに決定していきたいと本日結論を得ましたので、まずAはそのように内容を決めました。

Bの6案の比較検討では、当局の提案に基づき6案の比較検討を進め、その違いを把握する作業を行いたいというふうに思っています。AとBに関しては、現在も同時進行のような形で協議を進めているイメージかと思えます。

ある程度、協議が整った段階で、当局からの依頼事項であるCの天竜区の取扱いについて、単独か複合かを決めてはいかがかと思っております。

最後の、D中間報告の内容及び関係資料の承認につきましては、協議スケジュールでお示しをした、9月から10月にかけて行う予定の住民の皆様への説明会に向けての調整を行う工程としております。

以上、協議目標の設定について私のほうから説明申し上げました。本日は、この協議内容AからDを左側の協議目標の欄に当てはめていきたいと思えます。これについても本日の委員会で決めたいと思えます。

この件に関して御意見のある方、まず御発言をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

**○太田康隆委員** 私のほうから最初に発言させてもらいますと、中間報告の内容、関係資料の承認をDとしてやるタイミングは、これでいくと9月ということになるかと思えますが、それをここへ入れたとすると、あとA B Cをどうやっていくかということですが、委員長がこれまでも言っておられたように、6案についてはしっかりと検証した上で結論を出していきたいということで、Cの天竜区をどう扱うかということについては8月31日になるのかなと。残された7月14日、29日、8月12日については、今のチェックリストの1から4までの項目があるわけですから、①地域拠点から始まって④地域づくりまでを議論していくこととなりますが、このAとBを見ますと、認定項目を確認しながら、それぞれの案に対してどうなのかということとAとBをやはり同時進行でやっていかないといけないと思えますので、この3回を割り振っていったらどうかというふうに思えます。

ただ、先ほど①、②は関連しているのではという話もありましたので、関連づけてやったほうがいいのか、①のA、Bをやって、②のA、Bをやってというふうにやっていったほうがいいのかは、分かりませんが、一応そんなことで、上の3つはチェックリストの①から④についてのA、Bをやると。8月31日にCをやって、9月のしかるべきときにDをやって、それぞれ地域への説明に入っていくということでしょうか。

**○高林修委員長** 今の太田康隆委員の御提案は自民党浜松の御提案ということでよろしいですか。

**○太田康隆委員** 事前に一度ちょっと漏れ伝わった情報で話し合った結果として言っています。

**○高林修委員長** ほかの会派の皆さんは。

もう一度確認します。7月14日、7月29日、8月19日については、A、B、8月31日についてはC、9月は日付が入っていませんがDと。私のほうも9月のDは全体のスケジュールから言ってもこれはどうしてもここに入らざるを得ないと思っています。10月以降にDが入ることはあり得ないと思っていま

すので、その点については多分皆さんの賛同を得られると思います。

今の太田康隆委員の御提案について異議がなければそのように進めたいと思いますが、ほかの会派の皆さんはいかがでしょうか。

**○酒井豊実委員** この中で収めるとするとそれしかないなという感じを受けております。ただ、確認としては、私はたたき台の6案をたたくのだからということの認識でいるのが一つあります。

それから、今回も添付資料に各自治連からの要望書等4件が添付されておまして、これについてもぜひどう取り扱うのか、どこに反映するのかというところをきちっと委員会の俎上にのせるべきだし、それが市議会の基本条例に従った在り方だと思いますので、ぜひそういう進行をお願いしたいと思っています。

**○高林修委員長** 酒井委員、各要望書は皆様のところに配付をしましたが、今日の委員会の資料として配付したつもりはなくて、各会派ごとにこの要望書等がどのように取り扱われているか分からなかったのので、改めて4件の要望書等をまとめてお渡ししたということですので、そのところはよろしくお願ひします。

**○酒井豊実委員** 今日の資料だと思ったので。

**○高林修委員長** ですので、要望書の取扱いについては今のところ私の頭にありませんので、御承知おきください。

今日もう一つ日程表が席上配付をされました。ちょっと共通認識で私のほうから説明させていただきたいのですが、なぜこの日程表が配られたかというところ、9月のところにDが入りますよね、日付は入っていませんけれども。中間報告の内容及び関係資料の承認がありまして、これが9月の何日になるかというのがまだ分かっていませんが、この日程表（内定）を見ていただくとお分かりになるのですが、今年度は決算審査特別委員会が設置されます。非常にタイトな日程になっておまして、区の協議会と区の自治会連合会の説明は前回どおり行わなくてははいけませんので、いつにするかという話であります。先に区の協議会については10月の後半に集中をしていますので、区の協議会の日程は我々の希望どおりにはならないということになっておまして、10月の後半の区の協議会で説明をしてきたいと。自治会連合会への説明については、非常に9月議会でタイトな日程ではありますが、この今空白になっているところが9、10、15、16、17とか、21、22とかありますが、このあたりで説明をしていきたいと今のところ思っていますので、御承知おきください。ただ、9月、10月はやっぱりちょっと厳しいかなとは思っていますが。

それでは、皆さんの御同意を得ましたので、改めて資料3についての空白の欄については7月14日、29日、8月12日はA、B、それから8月31日にはC、9月についてはDということで、また改めてアルファベットを入れたものを事務局からお渡ししてください。

続きまして、配付資料の4を御覧いただきたいと思います。

この席上配付させていただきました先ほどの資料3の次になりますが、これは、私のほうで今日の協議も含めていろいろと感じるところがありましたので、少しまとめさせていただきました。

認定項目を大枠で認めていくことについては、委員間でレベルの統一がされていない感じがしたのですが、今日のところでは、大枠で認めていくという③地域自治についても認めていただいたので、共通認識ができていくかと思っています。

それから、認定作業についてはどこから始めるか、また、どんな順番で行われるのかということに関して、認定項目①、②の順番で一応やっていって、とにかく各6つの案ごとにチェックをしていくとい

うことでやっていけばいいかと思えます。

あと、認定項目について、当局の資料に対する質問や確認できる範囲がどこまで許されるのか、明確に伝わっていない気がしていましたので、質問、確認できる範囲・内容については、こちらのほうで取捨選択させてもらって、当局に投げかけたいと思っています。

それから、認定を判断する項目については、一応委員の共通認識が必要というふうにも思いますが、これもやっていく中で何とかするというふうに思っています。今日結構いろいろな意見を活発に頂いたので、中身の濃い委員会ができていると思っています。

認定を判断する項目について、委員の共通認識ですが、今日のところで言えば、やはり大枠を決めた上で今後解決する必要がある議題は、その内容を課題として残すことの下承をするとともに、いつまでに解決するか決めていくということですので、今日の③地域自治のところでもまさしくそのことがありましたので、これもよろしいかと思えます。

それから、このところはあえて申し上げたいですが、委員から当局に対する質疑の中で、意見にとどめる発言がありますが、その取扱いが正直に言うとは難しく、感想として申し上げたのか、提案として聞かなければいけないような意見なのか、意見にとどめておくということについてはなるべく避けていただいて、積極的に提案してもらおうということが肝要かと思っています。本当に単なる意見だったら、単なる意見ですと、そこでとどめてもらいたいと思っています。

最後ですが、質疑応答については、質問や意見に対する当局とのやり取りが長いときもありましたが、今日の委員会においては非常にスムーズにできたのではないかと私は認識しています。このことに関しては、あくまで私の感想ですので、一応皆様にお示しをしましたが、取りあえず聞きおくということでお願ひしたいと思っています。

それでは、本日の協議事項は一通り終了いたしました。次回は7月14日水曜日、午後1時半から予定しております。御承知おきください。

次回は、たたき台6案の比較検討として、認定項目の①地域拠点の項目についての継続協議となります。その点はよろしくお願ひします。本来はここで皆様にそのところをお諮りしたかったのですが、御意見を賜っている中でその流れはできたというふうに思っていますので、次回は地域拠点の項目についての継続協議となり、組織についても関連するものがあれば御発言をいただくということになるかと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

前回の委員会から今回の委員会までで新たな質問項目はなかったという認識でいます。今後事前の質問事項がありましたら、今回は別紙の様式がありますので、これを使用していただいて、7月5日月曜日までに事務局に御提出ください。

ここまでのところで特に言い残したこととかありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、以上で行政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

16:11